

基本施策 2-1 妊娠から子育て期まで安心して過ごすための支援

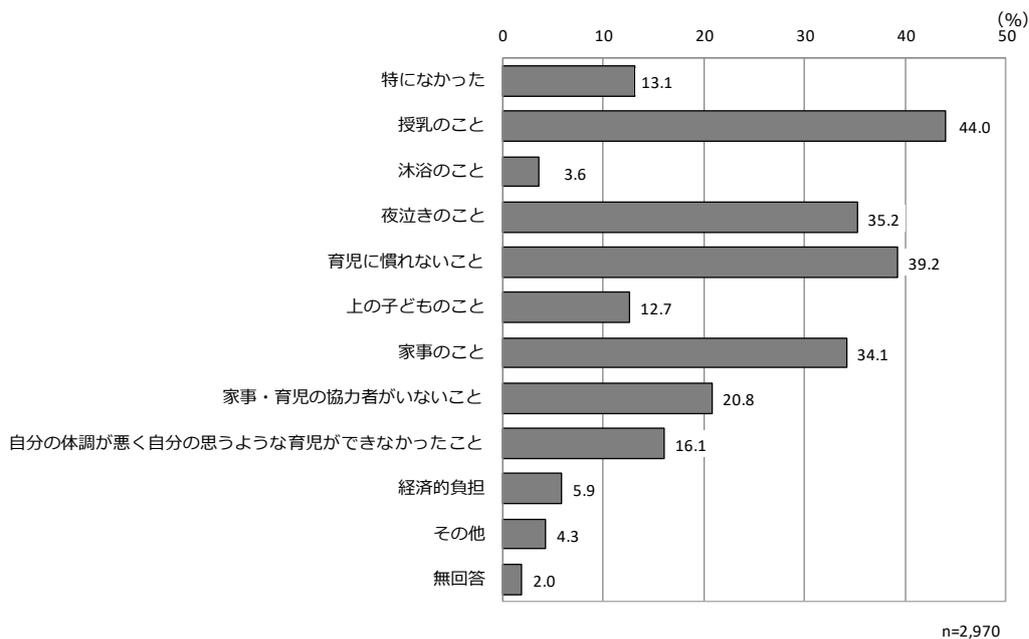
現況と課題

本区では、30代、40代を中心とした子育て世帯の増加や核家族化の進展に伴い、子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。加えて、妊娠・出産時は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しみ、同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。

区では、新生児等訪問指導等による母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査、食育講習会などの健康支援により育児不安の解消を図るとともに、プレママ教室やパパママ教室のほか相談支援等の取組を実施し、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど保護者の子育てする力の向上について取り組んできています。このような母子保健事業について、ニーズ調査での認知度も高く、事業の利用にもつながっています。

しかしながら、妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりするなど母親の孤立化等のリスクが高まる傾向がみられます。ニーズ調査では、産後の育児に関して、8割以上の方に何らかの悩みがある状況がみられました。今後とも、育児に対する困難感や不安感等の高い母親を早期に発見し、早期に支援していくため、新生児訪問指導や乳幼児健診などの面談の機会の活用や、母子保健分野と子育て支援分野の連携が必要です。

産後の育児に関して困ったことやつらかったこと



資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

## **取組の方向性**

- 出産・育児を行う保護者が、母子保健や育児に関するさまざまな不安を軽減し、心身ともに健康に子育てしていくため、妊娠期から出産、子育て期に至るまでのきめ細やかで一貫した支援体制の充実を図ります。
- 妊娠・出産・子育てに関する各種健診・相談等を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子ども子育て応援ネットワーク」を構築していきます。

## 主な事業

### 1 妊娠・出産に関する支援

#### (1) 妊婦健康診査

【担当課：健康推進課】

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。  
そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準）・超音波検査・子宮頸がん検診の費用の一部等を助成します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<妊婦健診受診件数> 1回目：2,124件 2～14回目：20,910件 超音波検査：1,910件 子宮頸がん検診：1,890件	国が示す妊婦健診の実施基準を踏まえ、検査項目等に検討を加えながら、妊婦健康診査を実施していきます。

 115 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

#### (2) 母子健康教育（プレママ教室・パパママ教室）・産後ケア（宿泊型）事業

【担当課：健康推進課】

プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室など、出産準備のための講座を実施することにより、妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及や仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上に取り組めます。

また、家族から出産後の支援が受けられず、体調不良や育児不安などが認められる母親とその子に対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、宿泊型の産後ケアを実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
プレママ教室：10回、延べ585人 働く女性のためのプレママ教室：7回、145人 パパママ教室：24回、1,205人	引き続き、プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室を実施することにより、保護者の子育てする力の向上に取り組んでいきます。
産後ケア（宿泊型）事業利用者228組	引き続き、産後ケア事業を実施することにより、出産後の母親の育児に対する負担感の軽減に取り組んでいきます。

### (3) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

【担当課：健康推進課】

生後 28 日以内の新生児および 4 カ月までの乳児を対象に、保健師および委託訪問指導員（保健師、助産師等）が訪問し、乳児の体重測定や健康状態の確認、育児相談を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めます。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
出生数：2,109 人 訪問率：81.4% 把握率：100.0%	出生数（0 歳児人口推計）：2,301 人 生後 28 日以内の新生児及び 4 カ月までの乳児を対象に実施します。

 [111 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照](#)

## 2 子どもの健康推進

### (1) 乳幼児健康診査・乳幼児健康相談（フリー乳健）

【担当課：健康推進課】

#### ■乳幼児健康診査・乳幼児健康相談（フリー乳健）

乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図るため健康診査を実施するとともに、健康上問題のある場合は早期の治療につなげます。また、健診未受診者については状況把握を徹底し、支援が必要と考えられる家庭について、関係機関と連携しながら対応します。

乳幼児健康相談（フリー乳健）では、乳幼児の成長、発達、育児、食事に関する相談に医師、保健師、管理栄養士などが応じ、適切な相談支援を行います。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
乳幼児健康診査 3～4 カ月児健康診査：1,951 人 1 歳 6 カ月児健康診査：1,789 人 3 歳児健康診査：1,764 人	引き続き、乳幼児健康診査を実施することによる健康支援に加え、健診未受診者の状況把握についても充実し、育児不安の更なる解消を図っていきます。
乳幼児健康相談：48 回、3,661 人	引き続き、相談支援の取組を実施することにより、保護者が抱える悩みや不安を解決・軽減し、子育て支援に取り組んでいきます。

## ■子どもの事故予防対策

【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査では、事故の経験有無などを個別に聞き取り、適切な助言を行っています。また、各種イベントや子育て支援講習会を活用し、子どもの年齢に応じて、起こりやすい事故の特徴や対策について広く周知しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
子育て支援講習会「子どもの事故予防と応急手当」：2回、27人 乳幼児健康診査等における事故予防教育：5,195人 保健所・保健センター・子ども家庭支援センターでのパネル展示	乳幼児健康診査等における集団教育や講習会の実施により、引き続き発達段階に応じた事故防止対策の普及・啓発を行っていきます。

## （2）食育の推進

### ■保育所での取組

【担当課：子育て支援課】

健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、クッキング保育・食に関する話・セレクト給食などの取組を年齢に応じて行い、園児の食への興味・関心を高めます。また、保護者が食への理解を深められるよう、食育講習会・食事相談や、レシピ集・食育リーフレット・食べ物だよりなどの配布を通じてはたらきかけます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
クッキング保育：201回 食に関する話：335回 セレクト給食：184回 食育講習会：21回 食事相談：197回 レシピ集：2,500部発行 リーフレット：6,000部発行 食べ物だより：12回配布 栄養だより：7回配布	引き続き、食に関する多様な事業を実施し、園児・保護者の食への興味・関心を高め、子どもの健やかな育ちを支援できるよう食育を推進していきます。



### 3 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

#### (1) 子ども子育て応援ネットワーク

【担当課：健康推進課・子ども家庭支援センター】

保健所・保健センターと子ども家庭支援センター（児童館）において、支援が必要な妊産婦・乳幼児について情報を共有し、支援方針を協議していきます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化し、産後うつや育児不安の解消、児童虐待予防など、母子保健分野と子育て支援分野の両面から子育て家庭を支えていきます。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
令和元年度新規事業	引き続き、保健所・保健センターと子ども家庭支援センター（児童館）で連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。



コラム

#### 母と子の健康モバイルサイト

中央区保健所では、妊娠初期から出産後の母親等を対象に、母子の健康に役立つ情報などをお届けする「母と子の健康モバイルサイト」を開設しています。

【サイトのアドレス】 <http://chuo.city-hc.jp/>



<利用できる主なサービス>

##### (1)あのねママメール

妊婦さんから3歳までのお子さんをお持ちのママ・パパに対して、妊娠週数や乳児の月齢に応じたママのからだのここと、赤ちゃんの成長の様子、子育てアドバイス、区の母子事業情報などを配信するメールです。下記の3種類のメールがあります。

##### ①あのねママメール（マタニティ）：産前・女性向け

胎児の成長の様子、ママへのアドバイス（妊娠週数に応じたからだのこことなど）、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

##### ②あのねパパメール：産前・男性向け

胎児の成長の様子、パパへのアドバイス、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

##### ③あのねママメール（育児）：産後・家族（ママ、パパ等）向け

赤ちゃんの成長の様子、子育てのアドバイス、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

※あのねママメールは中央区と特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクトで実施する協働事業です。

##### (2)かんたん予防接種スケジュール

予防接種の種類や接種回数が多く、接種のスケジュールの管理が大変な乳幼児の保護者の方向けの、感染症の流行情報や区からのお知らせなどを提供するサービスです。

お子さまに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせしますので、接種忘れ防止に役立ちます。



## 基本施策 2-2 多様な子育て支援サービスの提供

### 現況と課題

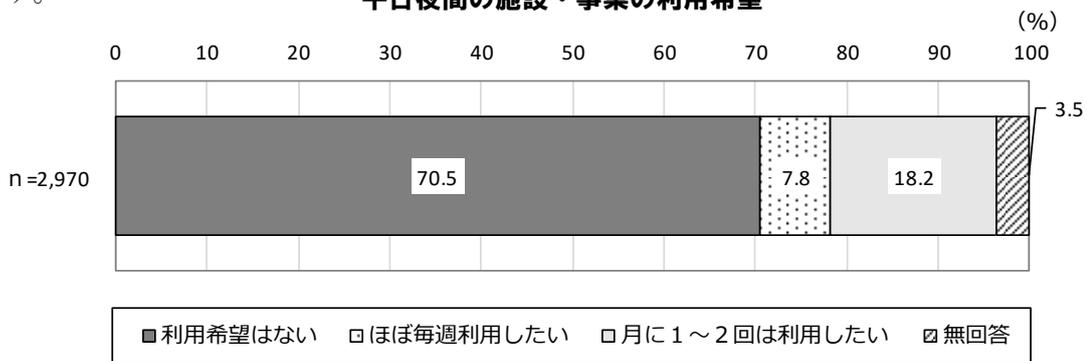
近年の核家族化の進展などにより、祖父母等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。特に、本区では30代、40代の子育て期に転入してくることが多く、身近に相談できる相手がいないなど、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向があります。全ての家庭がきめ細かな子育てサービスを受けられるとともに、いつでも身近な場所で相談できる環境づくりが必要です。

区では、一時預かり保育や病児・病後児保育、育児支援ヘルパー派遣などを提供するほか、ファミリー・サポート・センター事業による地域における子育ての相互援助活動を推進することで、保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境の確保に努めています。また、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流や仲間づくりの場を提供するとともに、保育士等を常時配置し、子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行う子育て交流サロン「あかちゃん天国」を区内7カ所で展開しています。さらに、休日や年末年始、夜間の就業など、保護者の就労形態が多様化していることから、延長保育やトワイライトステイ（夜間保育）なども実施しています。

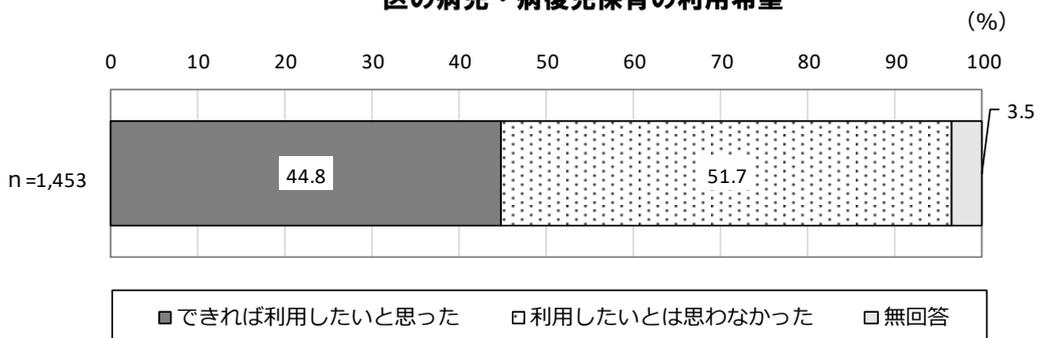
しかしながら、年々一時預かり保育の利用者が増加し、特に保育所の待機児童対策としての利用が多くなる時期には、希望日に予約がとりづらくなっており、予約受付開始日には大変混雑する状況もみられます。ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員数は年々増加しているものの、提供会員数は横ばいの状況にあり、提供会員の確保に努めていく必要があります。

また、病児・病後児保育事業は、本区では施設型で行っていますが、居宅訪問型に比べて、病児の送迎や初めての利用時の登録手続きの煩雑さなど利用しづらいといった課題も見られます。

平日夜間の施設・事業の利用希望



区の病児・病後児保育の利用希望



資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

## 取組の方向性

- 働き方、生活スタイル、家族形態の多様化に伴う子育て支援ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。
- 一時預かり保育事業が、保護者の育児疲れや冠婚葬祭など本来の目的に沿って必要なときに利用できるよう、保育所の待機児童対策を引き続き推進するとともに、認定こども園等の新設や既存施設の改修の機会を捉えた定員拡大を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員からは送迎活動の依頼が多いことから、送迎活動に特化した提供会員を確保するなど、依頼会員の意向や要望に沿いながら、提供会員にとってもやりがいを感じられるよう、地域で子育てを支え合う活動を支援していきます。
- 病児・病後児保育事業は、子どもの生命や安全を最優先と考えていることから、今後も医療機関と緊密に連携しながら経験豊かで専門性の高いスタッフを配置できる施設型で行っていきますが、申込方法等については、より利用しやすい仕組み等を検討していきます。

## 主な事業

### 1 多様な子育て支援サービスの提供

#### (1) 利用者支援事業

【担当課：子育て支援課・子ども家庭支援センター・健康推進課】

子どもやその保護者、妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。

また、保健所・保健センターでは保健師や母子保健コーディネーターが妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要な場合は関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談に応じています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
＜保育所申込等に関する相談体制＞ 区役所：1カ所 その他（出張相談） ：特別出張所・保健所・保健センター・ 子ども家庭支援センター  認可保育所入所申込受付：2,686件 保育園入園出張相談での相談：857件	引き続き、保育園長経験者等を窓口配置するほか、出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する相談に応じるとともに、多様な相談に応えられるよう、情報収集や各部署との連携を図っていきます。
地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）での相談：1,498件	＜地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）＞ 実施箇所：7カ所
「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談：4,359件 （再掲）妊婦相談：1,677件	引き続き、母子保健コーディネーターを活用した相談支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる様々な不安や悩みの解消を図っていきます。

 102 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照



#### コラム

#### 利用者支援事業

就労形態の多様化等により、認可保育所をはじめとする保育サービス等について、保護者からさまざまな質問が寄せられています。

認可保育所、認証保育所、一時預かり保育等さまざまな保育サービスについての情報提供、子どもの預け先に関する相談、適切な保育サービスの紹介を行うため、区役所窓口や特別出張所のほか、妊娠中、子育て中の親子の身近な場所である保健所や保健センター、子ども家庭支援センターに保育園長経験者等が出向き、出張相談を行っています。

## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【担当課：子育て支援課】

認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育の前後の時間に、時間外保育を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
延長保育利用定員：870人 区立スポット固定枠定員：48人 月極延長保育実利用者：360人 認証保育所19時以降契約者：48人	延長保育利用定員：1,135人 区立スポット固定枠定員：48人 認証保育所枠：49人

 [103 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照](#)

## (3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合の保育ニーズに応えるため、宿泊により短期間子どもを預かります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
定員数 養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人 延べ利用宿泊日数 総日数：65日 （内訳）養護施設：22日 乳児院：43日 協力家庭：0日	定員数 養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人 年間利用定員延べ人日（受入最大枠） 2,190人日

 [107 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照](#)

## (4) 幼稚園預かり保育

【担当課：学務課】

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園3園において預かり保育を実施します。

また、新たに阪本こども園（仮称）を整備し、受入人数の拡大を図ります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
実施園数：3園 利用定員：90人 年間利用件数：12,718件 ※利用定員、利用件数ともに登録利用と一時利用の合計	実施園数：4園 利用定員：135人 年間受入人数：33,075人

 [108 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照](#)

## (5) 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業

【担当課：子ども家庭支援センター】

### ■一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった場合の保育ニーズに応えるため、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
一時預かり保育（5施設） 延べ利用人数：20,159人	一時預かり保育（7施設） 延べ利用人数（受入最大枠）：42,320人

### ■トワイライトステイ

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合の保育ニーズに応えるため、一時的に子どもを預かります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
トワイライトステイ（2施設） 延べ利用人数：995人 （内訳）幼児室（延べ利用人数）：837人 児童室（延べ利用人数）：158人	トワイライトステイ（2施設） 延べ利用人数（受入最大枠）：10,350人

### ■ファミリー・サポート・センター事業

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後57日目から小学校6年生以下の子どもを対象に実施しています。

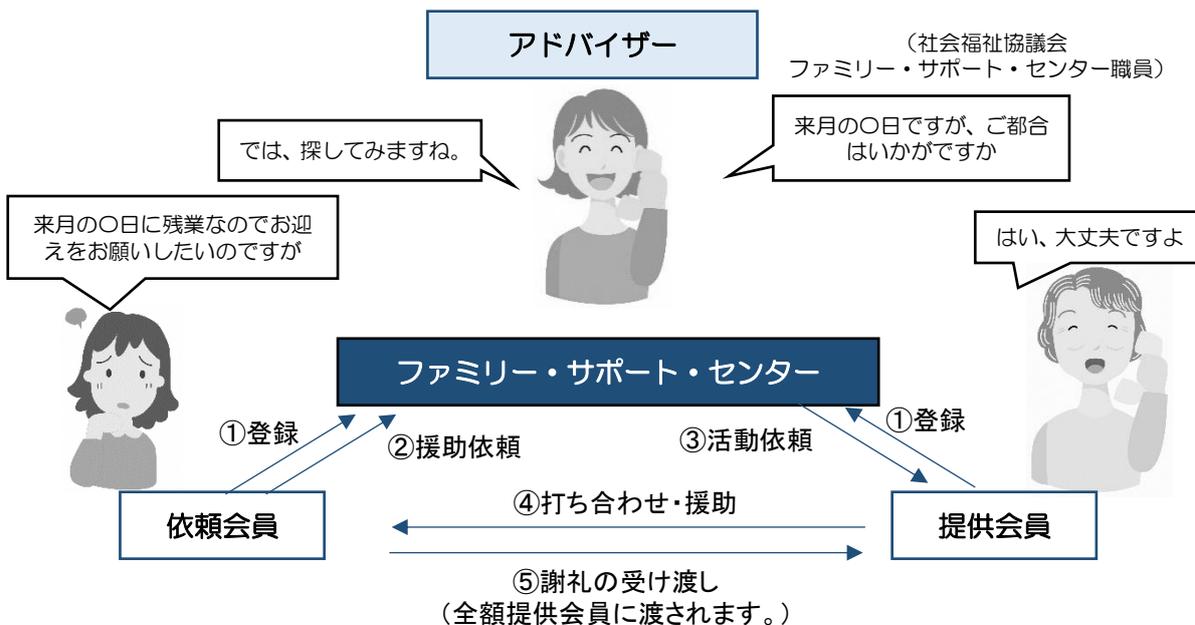
現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
提供会員数：264人 両方会員数：183人 活動件数：5,399件 ※活動件数は就学前・就学後児童の合算	引き続き、地域における育児の相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズへの対応を図ります。





子育ての手助けが必要な方と子育ての手助けができる方が会員になり、「できるときにできることをできる範囲で」を合言葉に、お互いに助け合いながら地域で子育てをするしくみです。

ファミリー・サポート・センターは、地域の皆さんのあたたかな笑顔と子どもたちの笑顔をつなぐお手伝いをします。



**依頼会員の声**：「週1回、提供会員さんに保育園の朝の送迎をお願いしておりましたが、3月末をもって活動終了となりました。子育てをひとりでする大変な時期を支えていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。私もいつか提供会員さんとして、どなたかの子育て支援ができたらと思います。」

**両方会員の声**：「仕事が大変な時に子どもを預かってもらい助かったので、自分も役に立てれば、と両方会員になりました。小さいお子さんの預かりでうちの子も自然と年下の子のお世話が上手になり、地域でのつながりを実感しています。」

**提供会員の声**：「活動でお預かりしているお子さんの成長が本当に楽しみです。『僕、いつまで〇〇さんの家に来られるの??』と言われ『小学生までかな』と答えると『ずっと来たい。ご飯が美味しいんだもの』と嬉しい言葉のご褒美をいただきました。」

「送迎の短い時間の中でも、お子さんの成長や発達を感じられ、うれしい気持ちになると同時に、とてもやりがいを感じています。」

## (6) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

【担当課：子ども家庭支援センター】

### ■あかちゃん天国

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消できるようにするため、地域の身近な場所で交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センターおよび区立児童館で実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
拠点数：7カ所 延べ利用人数実績：乳幼児 91,205人	拠点数：7カ所 延べ利用人数見込：乳幼児 129,664人

 113 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照

### ■親子講座（子育て講座、絵本の読み聞かせ等）の開催

あかちゃん天国では、親子で参加する子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
子育て講座実施回数：69回 絵本の読み聞かせ等行事回数：284回	引き続き、身近な地域の親子の交流の場として、子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催して、子育て家庭の支援に取り組みます。

## コラム ..... 赤ちゃん・ふらっと

赤ちゃん・ふらっとは、乳幼児のお子さんを連れの方が安心して外出できるよう整備された、おむつ替えや授乳などが行えるスペースの愛称です。区内ではデパートなどの店舗や区立施設など26カ所で設置しています。（令和元年9月現在）



赤ちゃん・ふらっととして東京都へ届出をしている施設については、入口などに適合証を掲示していますので、お気軽にご利用ください。

都内の届出施設の一覧は、とうきょう子育てスイッチのホームページをご覧ください。

【とうきょう子育てスイッチ】<https://kosodateswitch.jp/>

## (7) 病児保育事業（病児・病後児保育）

【担当課：子ども家庭支援センター】

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
病児・病後児保育（4施設） 延べ利用人数：2,371人	病児・病後児保育（4施設） 延べ利用人数見込：3,633人

 [114 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照](#)

## (8) 育児支援ヘルパー等派遣事業

【担当課：子ども家庭支援センター】

### ■育児支援ヘルパー

妊娠中または出産後6カ月に達するまでの育児や家事支援を必要としている家庭に、区と契約した事業者から育児支援ヘルパーを派遣し、保護者の子育ての負担を軽減します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
育児ヘルパー利用人数：133人 利用日数：706日	引き続き、育児ヘルパーの派遣により、保護者の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援していきます。なお、多胎家庭に対する支援の充実に努めていきます。

### ■緊急一時保育援助事業

保護者の入院等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）を派遣します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
緊急一時保育利用人数：2人 利用日数：3日	引き続き、緊急時の育児支援を実施していきます。

## (9) 子どもと子育てに関する相談事業

### ■子どもと子育て家庭の総合相談

【担当課：子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施しています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<p>&lt;新規相談件数&gt;</p> <p>虐待など養護相談：274 件</p> <p>育児など育成相談：138 件</p> <p>その他：33 件</p> <p>合計：445 件</p> <p>&lt;児童館巡回相談&gt;</p> <p>児童館：8 カ所</p> <p>巡回相談延べ：104 回</p> <p>相談件数：234 件</p>	<p>子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに成長できるようサポートする体制を引き続き充実させていきます。</p>

### ■教育相談・子ども電話相談

【担当課：指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<p>&lt;来所相談&gt;</p> <p>ケース件数：310 件</p> <p>延べ件数：2,744 件</p> <p>&lt;電話相談&gt;</p> <p>相談件数：73 件</p>	<p>引き続き、教育相談・子ども電話相談を実施します。</p>

## (10) 乳幼児クラブ（児童館）

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童館において、0歳児から2歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施しています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<p>乳幼児クラブ登録者数：1,950 人</p> <p>延べ出席者数：45,871 人</p>	<p>引き続き、行事や遊びを通じて地域の親子の交流を図り、子育てを支援していきます。</p>



コラム

## 虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート）

中央区社会福祉協議会では、産前産後の家事援助などを必要としている方に、地域にお住まいの協力会員が家事などのお手伝いをするたすけあい活動「虹のサービス」を実施しています。

### ●対象となる家庭

区内在住で次のいずれかに該当する方

- ①健康状態に不安がある方、もしくは、障害や持病があり妊娠や出産によって家事が困難になることが予想される方
- ②産前産後の家事について、家族などの支援が受けられない方

### ●サービス内容

掃除、洗濯、買物、食事の支度、代行など、普段ご家庭で日常的に行っている家事をお手伝いします。

サービス期間は、原則として出産前後の2～3カ月程度です。

（※保育等のお子さんのお世話はできません。）

中央区八丁堀4-1-5（中央区社会福祉協議会在宅サービス部）

電話 03-3206-0603 FAX 03-3523-6386

## 基本施策 2-3 特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援

### 現況と課題

#### <育ちに支援が必要な子どもへの支援>

発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」とその家族に対してさまざまな支援を行う療育の拠点として、平成 30 年 4 月に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、関係機関が連携し切れ目のない一貫した支援を行う「育ちのサポートシステム」を推進しています。子どもの発達に関する相談を受け、発達状況に応じて専門職による継続的な支援を行うほか、保育園での巡回相談や保健所・保健センターでの「ゆりのき連携発達相談」を実施し、早期発見・早期支援に取り組んでいます。また、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成し関係機関で共有するとともに、講演会や研修会を実施することで、発達障害に対する理解の促進や支援の質の向上を図っています。

#### <児童虐待防止対策>

近年、地域コミュニティの基礎である近隣関係が希薄化しており、保護者の孤立化が進んでいるとともに、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。区では、子ども家庭支援センターを中心に、虐待リスクのある家庭の相談・支援など、児童虐待防止に取り組んでいます。また、児童虐待の早期発見や要保護児童等に対する支援として、同センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。虐待通告があった際には、48 時間以内に子どもの安全を確認するなどの速やかな対応を図っています。引き続き、児童虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談所をはじめとする関係機関や担当地域の主任児童委員などとの緊密な連携のもと、要保護児童に対し、迅速にきめ細かな支援を行っていく必要があります。また、児童虐待防止キャンペーンなど普及・啓発に取り組み、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりが必要です。さらには、年々相談の新規受理件数が増えていく中で、継続して対応するケースも増加しており、今後は児童相談所の設置を見据えながら、関係機関や子ども家庭支援センターの要保護児童への対応力を強化していくことが求められています。

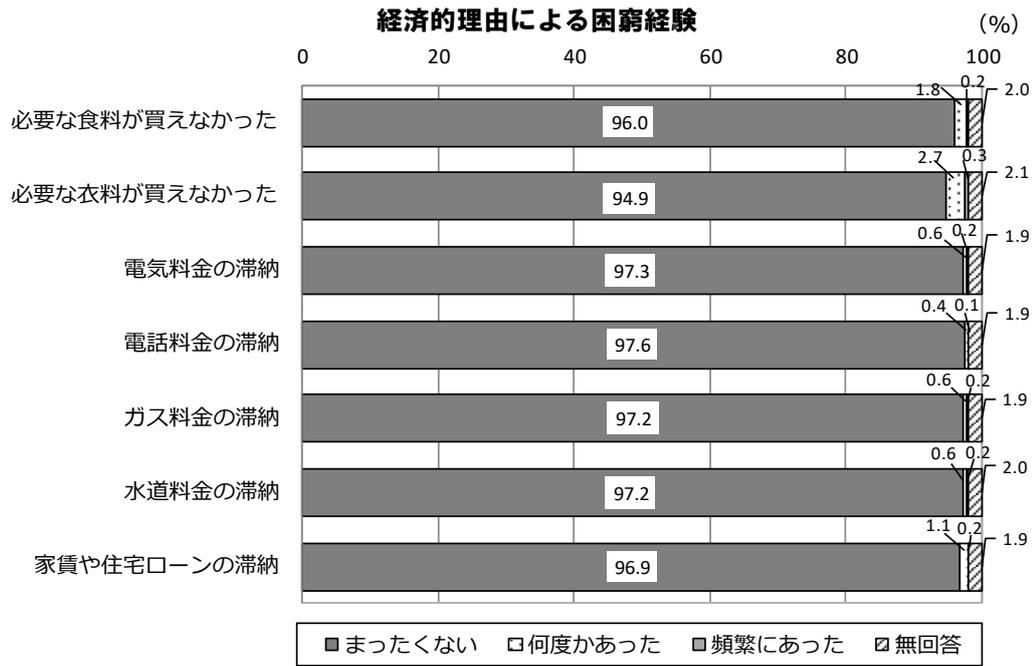
#### <子育て世帯への経済的支援>

少子化傾向に歯止めをかけるためには、子どもを生み育てることへの経済的な不安軽減が有効であり、特に、子どもが小さい間は、親も若く世帯の収入も比較的少ないことから、子育て世帯への経済的支援が必要です。区では、乳幼児の医療費の一部助成を実施し、段階的に対象年齢を広げ、中学校修了までの子どもの保険診療自己負担分について助成を行っています。

平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。また、令和元年 9 月に同法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨などが定められています。

本区においても、ニーズ調査で、食料・衣料、家賃の滞納など家計の逼迫経験のある方が、少ないながらも見られます。区は子どもの貧困対策の実際の担い手として、地域の実情に合った施策の検討や関係機関との連携を行いながらきめ細かな支援を総合的に推進していく必要があります。

なお、本計画の子育て世帯への経済的支援に関する取組を、「子どもの貧困対策法の推進に関する法律」に基づく計画として策定します。

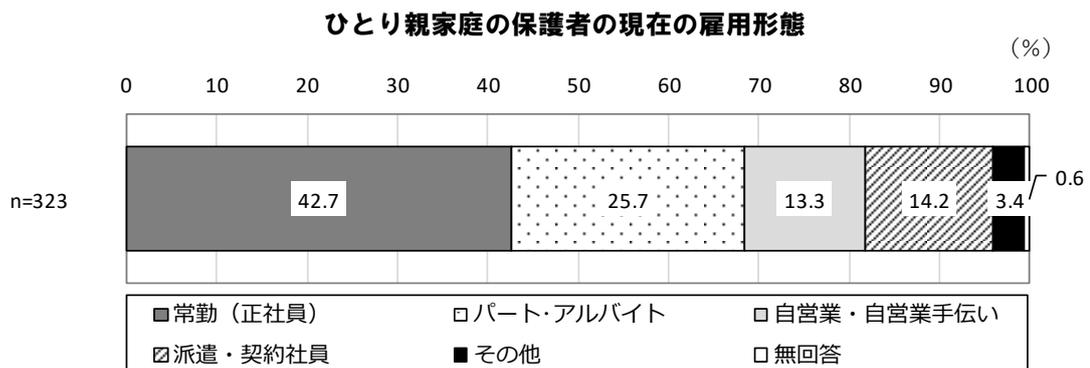


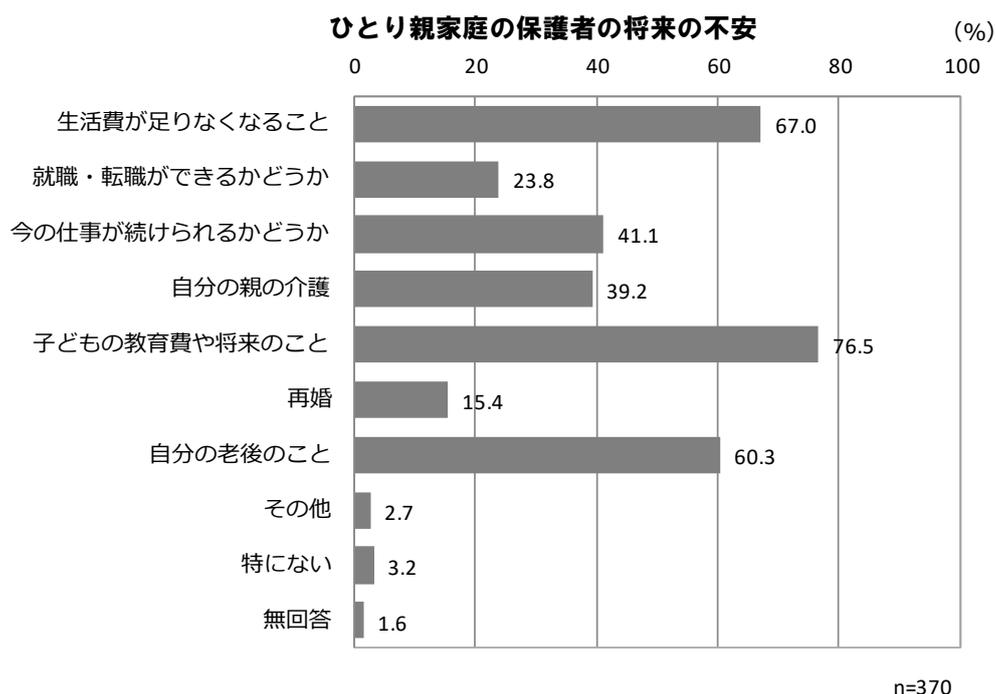
資料：平成 30 年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

### <ひとり親家庭の自立支援>

ひとり親家庭は、ひとりでの生計維持、悩みを相談する身近な人がいないなどの悩みを抱えています。個々の実情により抱える問題は多岐にわたるため、窓口でのヒアリング等によって、個々の実情に沿ったサービスを的確に案内し、必要なサービスに早期につなげていくことが重要です。区では、手当の支給や宿泊施設等の利用助成などを行うとともに、自立支援教育訓練給付金の対象者拡大やホームヘルプサービス事業の充実を図ってきました。さらに、平成 28 年度に開始した学習支援事業は、利用者とその保護者から好評を得ており、実施人数の拡大等を行っています。

中央区ひとり親家庭実態調査では、パートなどの非正規雇用の割合が約 4 割となっており、また、将来の不安についても、「子どもの教育費や将来のこと」、「生活費が足りなくなること」など費用に関することが多く、安定した生活を送るための支援が必要です。東京都やハローワークなどの関係機関と連携し、就労につながる各種行政サービスを総合的に案内できる体制を整備していく必要があります。今後も、経済的な自立に向けた支援や悩みを相談しやすい体制の整備など、きめ細かなサービスの一層の充実を図っていく必要があります。





資料：平成 30 年中央区ひとり親家庭実態調査結果より

## 取組の方向性

- 子ども発達支援センターが中心となり、関係機関が連携して、「育ちに支援を必要とする子ども」の早期発見・早期支援につなげていきます。また、「育ちのサポートカルテ」の利用促進を図るため、周知・広報の充実に努めるとともに、カルテの作成者へのサポート体制を強化していきます。
- 要保護児童等に対し、より迅速にきめ細かな支援を行うため、子ども家庭支援センターの体制を強化するとともに、関係機関とのネットワーク強化を図るほか、児童虐待防止に向けた普及・啓発を積極的に実施します。児童相談所設置については、場所の確保に向けて引き続き検討するとともに、児童相談所への研修派遣など人材の育成に取り組みます。
- 安心して子育てができるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの貧困対策について、法の趣旨や国、都などの動向を踏まえ、本区の実情等を勘案しながら総合的に検討していきます。
- ひとり親家庭が精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し、複雑・困難な個々の実情に沿った的確な支援を行います。また、子どもの学習習慣の定着や将来への不安等に対する精神的ケアを行う学習支援事業の充実に努めていきます。

## 主な事業

### 1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援

#### (1) こどもの発達相談

【担当課：子ども発達支援センター】

0歳から高校生まで（新規相談は、原則として就学前まで）の子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、子どもの発達状況に応じて、心理面接、個別療育（理学療法、作業療法、言語療法）、集団療育または児童精神科などの専門相談を活用し、適切な支援・療育を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
こどもの発達相談件数：延べ9,034件	引き続き、こどもの発達相談を実施し、適切な支援・療育を行います。

 [137 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照](#)

#### (2) 育ちのサポートシステム

【担当課：子ども発達支援センター】

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うため、子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立、「育ちのサポートカルテ」の運用、早期発見・早期支援の充実、発達障害に対する理解の促進に取り組んでいきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・コーディネーター業務：延べ591件</li><li>・育ちのサポートカルテ運用件数：52件</li><li>・ゆりのき連携発達相談：相談24件 紹介21件</li><li>・保育園巡回相談：延べ732人</li><li>・発達障害支援講演会：1回、52人</li></ul>	引き続き、育ちのサポートシステムを推進し、「育ちに支援を必要とする子ども」に対し、切れ目のない一貫した支援を行います。

 [137 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照](#)

### (3) 障害児支援事業

【担当課：障害者福祉課・子ども発達支援センター】

子ども発達支援センターを地域の中核施設とし、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援の充実を図りながら、質の高い専門的な支援を行います。また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域に必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携した地域支援体制を構築するため、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」で協議を進めるほか、医療的ケア児コーディネーターを配置し、支援事業の充実を図ります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達支援：延べ1,307件</li><li>・放課後等デイサービス：延べ2,200件</li><li>・保育所等訪問支援：延べ45回</li><li>・医療的ケア児等支援連携部会：2回開催</li><li>・医療的ケア児コーディネーターの配置</li></ul>	引き続き、子ども発達支援センターを中核に、障害児支援事業を実施します。

 137 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照

### (4) 特別支援教育の充実

【担当課：指導室】

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培い、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導と必要な支援を行う教育環境づくりを進めます。

また、個々の能力を伸ばせるよう「中央区育ちのサポートカルテ」を活用して、当該児童生徒の育ちの特性の理解や、保健・医療・福祉等の関係機関との緊密な連携のもと、就学相談をはじめ、就学前の幼児期から義務教育9年間まで切れ目のない支援を推進していきます。

 140 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関する施策の取組 参照



#### 子ども発達支援センター ゆりのき

子ども発達支援センターゆりのきは、発達障害のあるなしにかかわらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、適切な療育を実施する拠点として、平成30年4月に開設しました。愛称の「ゆりのき」は、センター前に植栽された街路樹で、空高く伸びる樹形や「幸福」という花言葉に子どもたちの成長への願いが込められています。

「育ちに支援を必要とする子ども」が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受け安心して学び成長していけるよう、子どもの特性に応じた支援情報を記載した「育ちのサポートカルテ」の作成をはじめとした「中央区育ちのサポートシステム」を推進しています。

中央区明石町12-1（中央区保健所等複合施設3階）

電話 03-3545-9844

FAX 03-3545-9660



ゆりのきマスコットキャラクター 妖精リノ

## 2 児童虐待防止対策

### (1) 養育支援訪問事業

【担当課：子ども家庭支援センター】

虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス（母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等）を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

### (2) 要保護児童対策地域協議会

【担当課：子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターや保健所、学校、警察など区内関係機関、東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動(キャンペーン)を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
代表者会議：1回 実務者会議：4回 個別ケース会議：21回 オレンジリボンキャンペーン： 11月に日本橋地区・京橋地区・月島地区で実施	要保護児童対策地域協議会の中で、民生・児童委員や担当地域の主任児童委員など関係機関との連携をより一層強化するとともに、体罰や暴言を使わない子育てについて保護者の理解を深めていきます。

### (3) 児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」

【担当課：子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターに児童虐待情報専用電話（子どもほっとライン）を設置し、要保護児童の早期発見等、児童虐待についての情報を集約します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
被虐待（心理）：4件 被虐待（ネグレクト）：0件 虐待非該当・特定不可：4件 計8件	引き続き、児童虐待防止の広報・啓発活動から「子どもほっとライン」の周知を図っていきます。





## オレンジリボン

「オレンジリボン運動」は、児童虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口となり、全国的に活動を展開しています。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的な広報・啓発を行い、地方自治体、NPO法人だけでなく、民間企業やスポーツ団体等の協力も得ながら、さまざまな児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンイベントの展開をしています。一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何が出来るのかを呼びかけていく活動が「オレンジリボンキャンペーン」です。



### 3 子育て世帯への経済的支援

#### (1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【担当課：子育て支援課・学務課】

保育所・幼稚園に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
1号認定：幼稚園、認定こども園（短時間） 34人	引き続き、保護者の経済的な負担軽減を図っていきます。
2号認定：3～5歳児保育園、 認定子ども園（長時間） 65人	
3号認定：0～2歳保育園 認定こども園（長時間） 8人	



## (2) 子どもの学習支援

【担当課：生活支援課・子育て支援課】

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども（小学4年生～6年生）と、ひとり親家庭等の子ども（中学1年生～3年生）を対象に、大学生等の学習ボランティアによる個別指導学習形式の無料学習会を開催しています。

子どもの学力を下支えし、学習習慣の定着を図ることや、学校や家庭以外の大人と関わることによるソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目指すとともに、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図っています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
学習会 年 30 回開催 参加延べ人数 555 人 ひとり親家庭向け学習会 年 60 回開催（30 回×2 会場） 参加延べ人数 628 人	引き続き、学習会を開催し、学習習慣の定着とソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目指すとともに、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図っていきます。

## (3) 就学援助

【担当課：学務課】

経済的な理由によって就学困難と認められる就学予定者又は児童生徒に対し、義務教育の円滑な実施に役立てるための就学奨励対策として、教育扶助費の支給のほか、就学援助費の支給を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
要・準要保護認定者数 小学校 630 人 中学校 315 人	引き続き、義務教育の円滑な実施のため、援助を行います。

## (4) 受験生チャレンジ支援貸付

【担当課：生活支援課】

一定所得以下の世帯の子どもの進学を支援するため、中学校3年生および高校3年生の学習塾などの受講費用および高校・大学などの受験料の貸し付けを無利子で行っています。貸付金は、高校・大学などへ入学した場合、返済が免除されます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
相談件数 新規 61 件 継続 644 件 貸付実績 塾代等受講費用 25 件 受験料 29 件	引き続き、進学支援のため、委託先の社会福祉協議会と連携を図りながら、貸付事業の利用促進に努めていきます。

## 4 ひとり親家庭の自立支援

### (1) ひとり親家庭の支援

【担当課：子育て支援課】

#### ■ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を引き続き行っていきます。

また、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」や、母子・父子自立支援員による相談や指導・助言を行うほか、親子で楽しめる親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施していきます。

#### ■ひとり親家庭相談・女性相談

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図っています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
ひとり親家庭相談：467件 女性相談：105件	引き続き、相談を実施します。

